

特別養護老人ホーム 利用料金

< 1 割負担 >

(1) 基本料金

(平成30年4月1日改正)

要介護	利用者負担段階	日額				月額
		サービス費 A	食費 B	居住費 C	合計 (A+B+C) D	合計 (D×30日)
要介護5	第4段階	1,026円	1,380円	1,970円	4,376円	131,280円
	第3段階		650円	1,310円	2,986円	89,580円
	第2段階		390円	820円	2,236円	67,080円
	第1段階		300円	820円	2,146円	64,380円
要介護4	第4段階	953円	1,380円	1,970円	4,303円	129,090円
	第3段階		650円	1,310円	2,913円	87,390円
	第2段階		390円	820円	2,163円	64,890円
	第1段階		300円	820円	2,073円	62,190円
要介護3	第4段階	880円	1,380円	1,970円	4,230円	126,900円
	第3段階		650円	1,310円	2,840円	85,200円
	第2段階		390円	820円	2,090円	62,700円
	第1段階		300円	820円	2,000円	60,000円
要介護2	第4段階	801円	1,380円	1,970円	4,151円	124,530円
	第3段階		650円	1,310円	2,761円	82,830円
	第2段階		390円	820円	2,011円	60,330円
	第1段階		300円	820円	1,921円	57,630円
要介護1	第4段階	729円	1,380円	1,970円	4,079円	122,370円
	第3段階		650円	1,310円	2,689円	80,670円
	第2段階		390円	820円	1,939円	58,170円
	第1段階		300円	820円	1,849円	55,470円

※ サービス費・食費・居住費は、各利用料金の負担軽減制度が適用となる場合があります。

※ サービス費：基本報酬+ (2) 加算費用の合計額。

※ 食費：利用者に提供する食事の材料費及び調理費です。

※ 居住費：施設・設備を利用し、生活する場合の室料+水道光熱費です。

(2) 加算費用 (入所者に共通して加算される費用)

加算項目	料金	内容等
看護体制加算Ⅱ 2	8円	入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置している場合。
夜勤職員加算Ⅱ 2	18円	夜勤を行う介護職員、看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6円	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の配置割合が75%以上の場合。
精神科医療養指導加算	5円	精神科医師による定期的な療養指導が行われている体制加算です。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合算額に8.3%	介護職員処遇改善の取り組みとしての加算となります。

(3) 加算費用 (該当する入所者に加算される費用)

加算項目	料金	内容等
初期加算	30円	入所及び30日以上入院後、再入所のした日から30日間の加算。
外泊時加算	246円	病院又は診療所に入院又は居宅に外泊した場合に、発生日の翌日から1ヶ月に6日を限度として加算。(月をまたぐ場合のみ最長12日間の加算)